

家賃支援給付金 申請承ります



申請期限は 来年の1月15日!!

家賃支援給付金は、個人事業主または法人で、事業用に店舗や駐車場の賃料を支払っており、今年5月以降前年同月比50%以上売上げが減少したか、5月以降のいずれかの3ヶ月を平均して前年度の同期間3ヶ月平均と比べ30%以上売上げが減少したかのいずれかに該当する方に、原則、賃料金額の3分の2を6ヶ月分給付する制度です。売上げの計算は、確定申告の方式により異なります。 *

当事務所は、受任から給付迄お待たせしないよう迅速に対応いたします。



ご用意いただくもの

個人事業主様

1. 前年度確定申告書類一式
2. 確定申告受付完了メール(電子申告の場合)
3. 売上げ減少対象月売上表(今年度分)
4. 賃貸借契約書
5. 家賃支払い実績証明書直近3ヶ月分(領収書等)
6. 身分証明書(免許証等)
7. ご本人名義口座通帳(表面、見開き1、2ページ)

法人様

1. 前年度確定申告書類一式(法人概況説明書含む)
2. 確定申告受付完了メール(電子申告の場合)
3. 売上げ減少対象月売上表(今年度分)
4. 賃貸借契約書
5. 家賃支払い実績証明書直近3ヶ月分(領収書等)
6. 法人名義口座通帳(表面、見開き1、2ページ)

※賃貸借契約書の内容により、添付が必要となる書類のひな形はこちらで用意いたします。
賃貸借契約書が無い場合でも対応することは可能です。

代行手数料

代行手数料は、3万円～(1契約追加につき1万円加算)

※賃料が少額の場合はご相談下さい。

その他、持続化給付金等他のコロナ対策事業に関しても必要に応じご相談下さい。

お電話またはメールにてお問い合わせください

お気軽にお電話ください

府内中央行政書士事務所

代表者: 行政書士 江島皓榮 e-mail oitagyoshoes@gmail.com

住所: 〒870-0035 大分市中央町2丁目5番20号 いづみやビル303

Tel.097-589-5031

■受付時間/10:00~19:00

■定休日/日・祝日